大阪府議会規則第　　　号

大阪府議会会議規則の一部を改正する規則

大阪府議会会議規則（平成三年大阪府議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （欠席の届出）第二条　（略）２　前項に規定する場合において、議員が出産のため会議に出席できないときは、当該出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。 | （欠席の届出）第二条　（略） |

附　則

　この規則は、公布の日から施行する。